要改修施設等連絡票

|  |  |
| --- | --- |
| 令和 年 月 日 | 連絡者：　　　　　　　（　　-　　　　） |
| 対象施設 | 1. 名　称

２．場　所３．種　別４．状　態５．緊急度 | 位置図（□有り　□無し）□ため池　□水路　□農道　□その他(　　　　　　　　　　　 　　)□損壊　□漏水　□溢水　□不良　□その他(　　　　　　　 　　　)高　□　□　□　□　□　低（　　　　　　　　　　　　　　 　　 ） |
| 具体的な状態 |  |
| 考えられる原因 |  |
| 原因の背景 |  |
| 現在までの対応状況 |  |
| 改善への要望等 |  |

※「裏面」の連絡票の提出についてを参考にして記入して下さい。

§連絡票の提出について

1)この連絡票は、ため池や水路、農道などの土地改良施設について、修繕や改修などが必要だと気付かれた時に、土地改良区理事まで提出してください。

2)理事は、地区農家組合などと協議し、緊急に補修工事を実施したり、行政などに要望するなど、必要な対応を取ります。

3)対象施設は、土地改良区が管理するため池・水路・農道・揚水ポンプなどと、それに関連する施設とします。

4)問題に気付かれた施設（箇所）が分かるように、位置図や写真などがあれば付けてください。また、詳しい状況や原因なども、分かる範囲で記入してください。

5)[損壊]は、道路の陥没や土手の崩れなど、目で見て分かる場合とします。

6)[漏水]は、水路などから用水が漏れていると思われる場合とします。

7)[溢水]は、水路などから水があふれている場合とします。

8)[不良]は、水門やポンプなどの動作が不良の場合とします。

9)その他、営農活動に支障が出ると思われる場合も提出してください。

《地区土地改良区対応》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 月 日 | 協議 | 月 日　□連絡者　□区　□組合　□改良区 |
| 対応 | □個人対応　□地区内対応　□改良区要望　□市要望 |
| 措置 | □緊急工事　　□要望書提出　　 |

※個人・地区内以上での対応が必要な場合は、篠町土地改良区に連絡して下さい。

※篠町土地改良区への連絡は､この連絡票のコピーでも構いません。